

施策別計画

施策 04-01 自然と生活環境の調和



施策の目指す姿（政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿）

1 安全安心

市民、事業者、行政により地球環境に優しい取組と生活環境を守る取組が行われることで、調和のとれた自然環境と生活環境の中で暮らすことができます。

2 健康福祉

施策の指標（施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標）

3 教育文化

| 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 | 説明 |
|---------------------------------|----|------------|-------|----|----------------------------|
| ① 地球環境に優しい取組のうち主要対策に取り組んでいる市民割合 | 成果 | 48.0% (R2) | ↗ | 市ア | 市民の地球環境に優しい取組の実施状況を見る指標です。 |
| ② 市内の自然環境が適切に保全されていると思う市民割合 | 成果 | 54.1% (R2) | ↗ | 市ア | 市民の自然環境に対する認識を見る指標です。 |
| ③ 快適な生活環境になっていると思う市民割合 | 成果 | 63.2% (R2) | ↗ | 市ア | 市民の生活環境に対する認識を見る指標です。 |

4 生活環境

5 産業活気

6 地域創生

7 行財政経営

施策を取り巻く状況

・北部を中心に緑が豊富な史跡群や樹林が点在し、西部には七北田川や水田地帯があり、北側から市内を通り南下している砂押川、東部には貞山運河等の水辺環境が存在し、コンパクトな市域にあって豊かな自然環境に恵まれています。生活環境を確保しつつ、自然環境を守っていく必要があります。

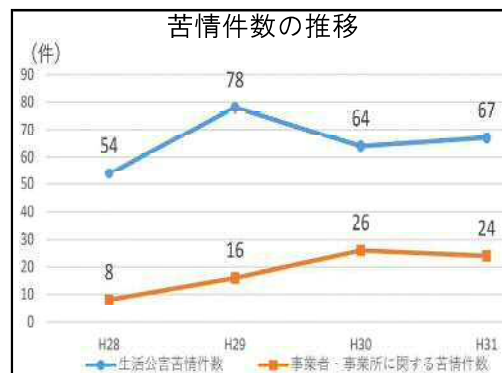
・気候変動をはじめとした地球温暖化による影響は、私たちの生活にも及んでいます。地球温暖化への対策がより一層重要度を増していることから、国際的にはパリ協定が採択され、国では平成28年度に地球温暖化対策計画を策定しています。

・自然豊かな私たちの暮らしを守るため、国では生物多様性国家戦略を策定し、自然共生社会を目指した取組を進めています。

・技術革新によって様々な再生可能エネルギーの利用が進んでおり、環境負荷の少ないエネルギーの利用促進が求められています。

・生活公害等の苦情については、樹木・雑草繁茂に関するものが、多く寄せられています。

・し尿処理については、塩釜地区消防事務組合において広域的（塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町）に共同で実施しています。



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|---|--|--|----|-------------------|----------|----|
| 04 01 01 環境啓発の推進 | 環境に関する積極的な啓発が行われることで、市民と事業者が、地球環境に関心を持ち、地球環境に優しい取組を進めることができます。 | ① 市民を対象とした環境保全に関する環境講座の参加者数 | 代替 | 1,556人/年 (H31) | 1,711人/年 | 業務 |
| | | ② 子どもを対象とした環境教育の参加者数 <small>※環境講座参加者数を除く。</small> | 代替 | 946人/年 (H31) | 1,027人/年 | 業務 |
| 04 01 02 生活公害等の抑制 | 生活公害等への市民や事業者の意識を高めることで、生活公害等が抑制され、生活環境を守る取組を進めることができます。 | ① 生活公害苦情件数 | 社会 | 67件/年 (H31) | — | 業務 |
| | | ② 事業者・事業所に関する苦情件数 | 社会 | 24件/年 (H31) | — | 業務 |
| 04 01 03 水質環境等の向上 | 適切な汚水処理が行われ、河川等公害が防止されることで、河川、水路の水質環境等が保たれ、生活環境を守る取組を進めることができます。 | ① 河川の水質基準の達成割合 | 社会 | 99.0% (H31) | — | 業務 |
| | | ② 特定事業所の水質基準の達成割合 | 成果 | 76.0% (H31) | 100% | 業務 |

施策別計画

1
安全
安心

2
健康
福祉

3
教育
文化

4
生活
環境

5
産業
活気

6
地域
創生

7
行財政
経営

個別
計画

・多賀城市環境基本計画



施策別計画

施策 04-02 循環型社会の促進

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1
安全
安心

ごみの適切な処理と再資源化の促進により、環境負荷の少ない循環型社会*を形成することができています。

2
健康
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3
教育
文化

| 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 | 説明 |
|------------------------|----|-------------|--------|----|--|
| ① 市民1人当たり年間最終処分量(家庭ごみ) | 成果 | 50kg/年(H31) | 48kg/年 | 業務 | 年間最終処分量を人口総数で割り返した数値で、ごみ排出量の状況を見る指標です。 |

4
生活
環境

5
産業
活気

施策を取り巻く状況

6
地域
創生

・本市のごみの排出量は、震災直後大幅に増加しましたが、それ以降は、市民自らのごみの減量の取組により徐々に減少しています。家庭ごみに比べ、事業系ごみの減量幅が小さく、更なる減量促進が重要となってきています。



7
行財政
経営

・日本では食品が大量生産・大量廃棄されており、食品ロス削減のために平成31年度に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、全国的に取組が進められています。

・資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り軽減することを目的に、国では、循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

・廃棄物の処理については、生ごみの利活用、バイオマス、バイオガス、エネルギーの高度利用化など、技術革新が進むことで効率的で効果的な処理が進んでおり、これらに対応した取組の推進が求められています。

・ごみ処理については、宮城東部衛生処理組合において広域的(七ヶ浜町、利府町、松島町)に共同で実施しています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|---|---|--------------------------|----|----------------|------------|----|
| 04 02 01 ごみの適切な処理 | ごみの減量と分別への市民と事業者の意識を高め、ごみ処理施設等が適切に維持管理されることで、ごみの排出量が抑制され、適切なごみ処理が行われています。 | ① 市民1人当たり年間可燃ごみ排出量（家庭ごみ） | 成果 | 185kg/年（H31） | 176kg/年 | 業務 |
| | | ② 事業系ごみの年間排出量 | 成果 | 6,059 t/年（H31） | 5,817 t/年 | 業務 |
| 04 02 02 再資源化等の促進 | 必要な設備環境を整え、環境への意識を高めることで、リサイクル等を促進することができます。 | ① 分別・リサイクルに取り組んでいる市民割合 | 成果 | 70.9%（R2） | ↗ | 市ア |
| | | ② 小型家電回収量 | 成果 | 7,085kg/年（H31） | 12,044kg/年 | 業務 |

施策別計画

1
安全
安心

2
健康
福祉

3
教育
文化

4
生活
環境

5
産業
活気

6
地域
創生

7
行財政
経営

個別計画
・多賀城市環境基本計画
・多賀城市一般廃棄物処理計画

用語解説

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこのことをいいます。

施策 04-03 良好なまちなみの保全



施策の目指す姿（政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿）

1
安全
安心

住環境と景観を守る取組が行われることで、緑ある快適なまちなみが形成されています。

2
健康
福祉

施策の指標（施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標）

3
教育
文化

| 指標名 | 区分 | 前期 基準値 | 前期 目標値 | 取得 | 説明 |
|-------------------------|----|---------------|-----------|--------|--------------------------|
| ① 良好なまちなみの保全に満足している市民割合 | 成果 | 87.5% (R2) | ↗ | 市 ア | 市民の良好なまちなみに対する認識を見る指標です。 |

4
生活
環境

5
産業
活気

施策を取り巻く状況

6
地域
創生

・宮城県沖地震による被災を受け、昭和56年に建築基準法が改正されました。地震による家屋等の倒壊被害をなくすため、住宅の耐震診断や改修に対する補助を継続的に実施しており、住宅の耐震化が進んでいます。

・公園に設置された遊具の老朽化に対して、安全に安心して利用するため、施設の長寿命化計画に基づき、適切に計画的な維持管理を実施していく必要があります。

7
行財政
経営

・景観計画や歴史的風致維持向上計画に基づき、美しい都市景観と住環境を守るための取組を推進していくことが求められています。

・市域の大半が都市計画区域となっており、美しく秩序ある景観の基盤となっています。

良好なまちなみの保全に満足している市民割合



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|---|---|---|----|----------------|---------|----|
| 04 03 01 住環境づくりの推進 | 住まいへの安全対策支援が推進されることで、安心な住環境が保たれ、秩序あるまちなみを形成することができます。 | ① 住宅の耐震化率 ※昭和56年以前建築物が対象 ※住宅土地統計調査を基に5年に1度の更新 | 成果 | 86.8% (H30) | 95.0% | 業務 |
| | | ② 耐震改修工事の補助件数（累計） | 代替 | — | 5年間で50件 | 業務 |
| 04 03 02 公園の保全と整備 | 公園が適切に維持管理されることで、安心して公園を利用することができます。 | ① 公園の維持管理状況に満足している市民割合 | 成果 | 80.8% (R2) | ↗ | 市ア |
| 04 03 03 都市景観と都市施設の保全 | 緑が確保され、都市施設が適切に維持管理されることで、美しい都市景観と快適な都市空間を保つことができます。 | ① まちの景観に満足している市民割合 | 成果 | 83.2% (R2) | ↗ | 市ア |
| | | ② まちの緑化状況に満足している市民割合 | 成果 | 82.2% (R2) | ↗ | 市ア |

施策別計画

1
安全
安心

2
健康
福祉

3
教育
文化

4
生活
環境

5
産業
活気

6
地域
創生

7
行財政
経営

| | | |
|------|--|---|
| 個別計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・多賀城市都市計画マスタープラン ・多賀城市歴史的風致維持向上計画 ・多賀城市空家等対策計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・多賀城市景観計画 ・多賀城市耐震改修促進計画 ・多賀城市公園施設長寿命化計画 |
|------|--|---|



施策別計画

施策 04-04 都市インフラの保全

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1 安全安心

インフラが計画的に保全されることで、安全で快適な生活環境を保つことができます。

2 健康福祉

施策の指標 (施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3 教育文化

| 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 | 説明 |
|-------------------------|----|------------|-------|----|-------------------------|
| ① 都市インフラ*の保全に満足している市民割合 | 成果 | 84.3% (R2) | ↗ | 市ア | 都市インフラに対する市民の認識を見る指標です。 |

4 生活環境

5 産業活気

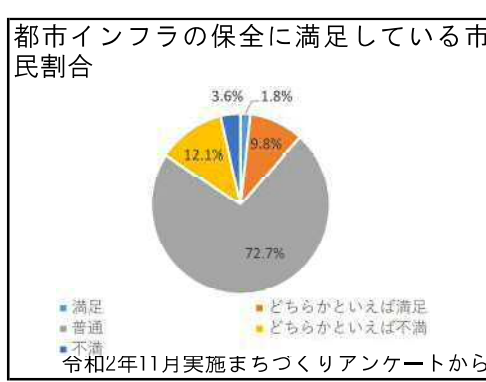
施策を取り巻く状況

6 地域創生

・平成25年4月に策定した多賀城市都市計画マスタープラン*において、将来都市構造、土地利用の方針、各都市施設の整備方針が示され、秩序ある土地利用と良好な都市の発展に寄与しています。

7 行財政経営

・東日本大震災からの復旧・復興事業により、避難道路の整備や下水道施設整備による浸水対策が大きく推進しました。こういった復興の成果をいかしたまちづくりを進めていく必要があります。



・復興事業による新たな施設の増加や、道路・橋梁・上下水道施設など既存の都市インフラの老朽化に対して計画的保全を図るため、各施設の長寿命化計画に基づき、適切に計画的な維持管理を実施していきます。

・市内にはJR線2線4駅があるほか、多賀城駅を中心として市内を運行するバスがあり、生活交通ネットワークが構築されています。

・国の要請を受け、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な維持修繕を掲げています。第六次多賀城市総合計画基本構想においては、こうした状況も受け、公共施設等のあり方を定めています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|-------|------|-----|----|-------|-------|----|
|-------|------|-----|----|-------|-------|----|

| | | | | | | |
|--------------------------|----------------|---|---|--|--|--|
| 04 04 01 | 都市計画の推進 | 都市計画に基づいた土地利用が図られることで、秩序ある土地利用を保つことができています。 | ※この基本事業は、都市計画に基づくものであって、都市計画は遵守するものであるため、指標は設定していません。 | | | |
|--------------------------|----------------|---|---|--|--|--|

| | | | | | | | |
|--------------------------|-----------------|---------------------------------------|------------------------|----|---------------|---|----|
| 04 04 02 | 道路の保全と整備 | 道路が適切に維持管理されることで、安全で快適に利用することができています。 | ① 道路の維持管理状況に満足している市民割合 | 成果 | 74.9% (R2) | ↗ | 市ア |
|--------------------------|-----------------|---------------------------------------|------------------------|----|---------------|---|----|

| | | | | | | | |
|--------------------------|-------------------|--|--------------|----|----------------|-------|----|
| 04 04 03 | 雨水施設の保全と整備 | 雨水施設が適切に維持管理されることで、浸水被害を軽減することができています。 | ① 下水道雨水面の整備率 | 成果 | 51.7% (H31) | 55.3% | 業務 |
|--------------------------|-------------------|--|--------------|----|----------------|-------|----|

| | | | | | | | |
|--------------------------|----------------------|---|-----------|----|----------------|-------|----|
| 04 04 04 | 水道水の安全で安定的な供給 | 上水道施設が適切に維持管理されることで、安全で安定的に水道水を利用することができています。 | ① 水道管耐震化率 | 成果 | 34.8% (H31) | 37.3% | 業務 |
|--------------------------|----------------------|---|-----------|----|----------------|-------|----|

| | | | | | | | |
|--------------------------|----------------------|--|----------------------|----|--------------------|---|----|
| 04 04 05 | 生活交通ネットワークの保全 | 生活交通ネットワークが適切に維持管理されることで、安全で快適な移動をすることができています。 | ① 市内を円滑に移動できると思う市民割合 | 成果 | 77.0% (R2) | ↗ | 市ア |
| | | | ② 公共交通の平均利用者数 | 社会 | 12,522人/日 (H31) | — | 業務 |

| | | |
|------|---|--|
| 個別計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・多賀城市都市計画マスタープラン ・下水道ストックマネジメント計画 ・多賀城市水道施設整備計画 ・多賀城市公共施設等総合管理計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・多賀城市橋梁長寿命化修繕計画 ・多賀城市新水道ビジョン ・多賀城市生活交通ネットワーク計画 |
|------|---|--|

用語解説

・都市インフラ（インフラストラクチャーの略）
道路・橋梁・上下水道など生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤施設の総称をいいます。

・都市計画マスタープラン
都市計画法に規定された、市の都市計画に関する基本方針を示したもので、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市づくりの目標や方針を定めた計画をいいます。

- 施策別計画
- 1 安全安心
 - 2 健康福祉
 - 3 教育文化
 - 4 生活環境
 - 5 産業活気
 - 6 地域創生
 - 7 行財政経営



施策別計画

施策 05-01 農業の振興

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1 安全安心

農業生産額が増加し、農業所得が向上することで、農業を将来にわたり希望を持って取り組む産業として継承することができています。

2 健康福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3 教育文化

| 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 | 説明 |
|----------|----|-------------|-------|----|---|
| ① 農業総生産額 | 社会 | 180百万円(H29) | — | 業務 | 県統計から取得する農業生産物に係る価値の総額で、農業の経済状況を見る指標です。 |

4 生活環境

※指標①は、県のとりまとめに時間を要するため、年度終了から2年後に発表されます。

5 産業活気

施策を取り巻く状況

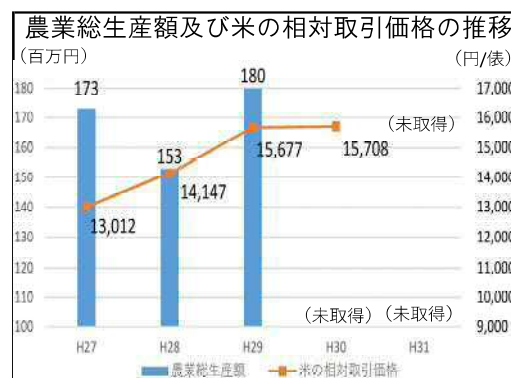
6 地域創生

・気候は年間を通じて比較的温暖で、農地は、市域の20%弱を占めており、肥沃な土質です。

7 行財政経営

・東日本大震災による津波被害で、農地も甚大な被害を受けましたが、ほとんどの農地が復旧しています。

・平成27年度から東日本大震災の復旧・復興事業として、担い手の育成や高生産性農業の実現に向けた大区画ほ場整備事業に着手しており、平成31年度には面的整備を完了しています。整備したほ場においては、高度利用への期待が高まっています。



・国では、担い手不足や高齢化が深刻な問題となる中、女性や若年者等が栽培技術を継承し、農業に新規参入ができるように、ICTを活用したロボット技術などによる超省力生産、高品質生産を可能とする新たな農業である「スマート農業」の実現を目指しています。本市においても、一部の農業者において取組が始まっており、今後さらに広めていくことが重要となります。

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言が発令され、外出自粛などで家庭内食の需要が高まる中、食の安全・安心や生産者への応援消費に関心を持つ消費者が増加しています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|---|--|-----------------|----|-----------------|---------|----|
| 05 01 01 農地の保全 | 農地が適切に維持管理されることで、農地を保全することができます。 | ① 遊休未利用農地*面積 | 成果 | 0.8ha (H31) | 0.8ha | 業務 |
| | | ② 農業水利施設の不具合件数 | 成果 | 0件/年 (H31) | 0件/年 | 業務 |
| 05 01 02 農業経営基盤の強化 | 農地の集積や高度利用が推進されることで、農業生産組織及び担い手の経営規模が拡大し、生産方式や経営を合理化することができます。 | ① 農地集積率 | 成果 | 56.7% (H31) | 70.0% | 業務 |
| | | ② 主食用米からの転作作付面積 | 成果 | 44.9ha (H31) | 100.0ha | 業務 |
| 05 01 03 農業担い手の育成支援 | 農業の担い手が育成されることで、農業生産組織等の活動を安定的かつ継続的に行うことができます。 | ① 担い手農業者数 | 成果 | 61人 (H31) | 61人 | 業務 |
| | | ② 農業生産組織数 | 代替 | 4組織 (H31) | 5組織 | 業務 |

施策別計画

1
安全
安心

2
健康
福祉

3
教育
文化

4
生活
環境

5
産業
活気

6
地域
創生

7
行財政
経営

用語解説

・遊休未利用農地

農地法第32条第1項第1号（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地）及び第2号（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地）に規定する農地をいいます。

施策 05-02 商工業の振興



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1
安全
安心

産業の成長と新たな挑戦を支えることで、地域の商工業が活性化し、意欲と希望のあるなりわいを支えることができます。

2
健康
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3
教育
文化

| 指標名 | 区分 | 前期 基準値 | 前期 目標値 | 取得 | 説明 |
|------------------------------|----|------------------|-----------|----|--|
| ① 市内総生産額(第二次産業) | 社会 | 299億円 (H29) | — | 業務 | 県統計から取得する市内の第二次産業で新たに生産された商品やサービスの付加価値の総額で、商工業の経済状況を見る指標です。 |
| ② 市内総生産額(第三次産業 ※政府サービス・公務除く) | 社会 | 1,061億円 (H29) | — | 業務 | 県統計から取得する市内の第三次産業(公務除く。)で新たに生産された商品やサービスの付加価値の総額で、商工業の経済状況を見る指標です。 |

4
生活
環境

5
産業
活気

※指標①②は、県のとりまとめに時間を要するため、年度終了から2年後に発表されます。

施策を取り巻く状況

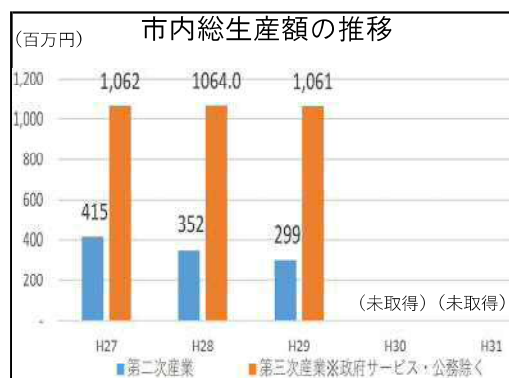
6
地域
創生

・多賀城駅を起点として桜木地区に向かって商店街が広がっています。多賀城駅前の開発を契機として、多くの店舗が開業するなど、賑わいを見せています。

7
行財政
経営

・海軍工廠に由来を持つ仙台港背後地には、仙台塩釜港に近い立地をいかし、工業地域が広がっています。地域の事業者同士の連携を強めるため多賀城工場地帯連絡協議会が組織されています。

・商工業の総合的改善発達を図るため商工会法に基づき、多賀城・七ヶ浜商工会が組織されています。



・東日本大震災により、商店街や工場地帯は壊滅的な打撃を受けました。復興に向けて、沿岸部における津波対策が図られたほか、新たに八幡字一本柳地区に津波復興拠点(さんみらい多賀城・復興団地)の形成が進みました。東日本大震災の経験から得た防災・減災技術をいかした商工業の活性化が今後求められています。

・ICT化とグローバル化が進むことで、地域から世界にアクセスできる環境が整っています。これにより、地方や家に居ながらにして、技術革新やアイデアをいかした新しいビジネスモデルが注目される一方で、全国や世界の景気動向に地方経済や地方雇用も大きく左右される状況にあります。

・国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において地方雇用の確保が、県の「宮城の未来ビジョン」において産業振興戦略として富県宮城の実現が示されるなど、商工業の発展を後押しする動きが出てきており、起業・創業に対する機運が高まっています。

・平成28年3月には、多賀城インターチェンジが開通しています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|--|---|-------------------------|----|-------------------|-------------|----|
| 05 02 01 地域商業の活性化 | 地域を支える商業が元気になる支援を行うことで、商業の活動が活発となり、地域全体を活性化することができます。 | ① 食料品や日用品を市内で購入している市民割合 | 成果 | 94.4% (R2) | → | 市ア |
| | | ② 市内の飲食店を利用する市民割合 | 成果 | 63.6% (R2) | ↗ | 市ア |
| 05 02 02 商工業経営力の向上 | 商工業の経営力が高まることで、市内の事業者や企業が安定した経営を行うことができます。 | ① 市内の事業者数 | 社会 | 1,644事業者 (H31) | — | 業務 |
| 05 02 03 起業・挑戦の促進 | 新たなビジネス展開や事業拡大を支援することで、産業分野における成長と発展への機運が醸成されています。 | ① 市の創業支援を受けて創業した人の数（累計） | 成果 | — | 5年間で 25人 | 業務 |
| 05 02 04 就労環境向上の促進 | 就業者と求職者が相談を受けることができる環境が整うことで、適切な雇用と就労環境が確保されています。 | ① 有効求人倍率 | 社会 | 0.97倍 (H31) | — | 業務 |

施策別計画

1
安全
安心

2
健康
福祉

3
教育
文化

4
生活
環境

5
産業
活気

6
地域
創生

7
行財政
経営



施策 05-03 地域資源を活用した賑わいの創出

施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

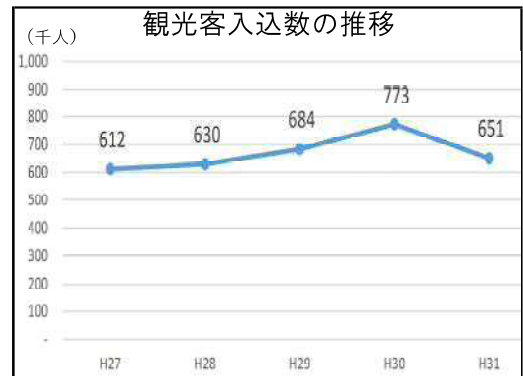
本市ならではの魅力的な資源の付加価値を高めることで、観光客が増加し、賑わいを創り出すことができています。

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

| 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 | 説明 |
|---------------------|----|---------------|---------|----|--|
| ① まちに賑わいがあると感じる市民割合 | 成果 | 27.5% (R2) | ↑ | 市ア | 市民のまちの賑わいに対する認識を見る指標です。 |
| ② 観光客入込数 | 成果 | 651千人/年 (H31) | 670千人/年 | 業務 | 市内の観光地や観光施設を訪れた客数、市内イベントの参加者数及び市内宿泊者数の総数で、観光庁が定めた「観光入込客統計に関する共通基準*」に基づくものです。 |

施策を取り巻く状況

・観光客入込数の推移は、市内最大の誘客イベントである多賀城跡あやめまつりが好調であることに加え、多賀城駅前を中心に市民を主体としたイベントが多く開催されていることで、概ね順調に推移しています。



・平成28年度に「政宗が育んだ“伊達”な文化」が日本遺産に認定され、平成31年度にトレッキングルート「みちのく潮風トレイル」が全線開通し、広域観光の視点は、今後ますます重要性を増す見込みです。

・平成29年度に観光振興を目的として、宮城県及び本市を含む6市3町で構成する「仙台・松島復興観光拠点都市圏DMO*」が設立されました。

・本格的な人口減少社会の到来が予測される中、価値観の多様化、余暇時間の増加、個人のライフスタイルの変化、デジタル化の飛躍的拡大などに伴い、旅行形態の多様化が進展しています。加えて、新型コロナウイルス感染症による不要不急の外出自粛などにより、旅行需要が激減し、観光分野はどの分野よりも深刻な影響を受けています。このような様々な状況に対応することのできる観光施策が求められています。

・特別史跡多賀城跡附寺跡など本市固有の魅力的な資源を磨き上げ、付加価値を創造し、地域価値として花開く取組みを継続して取り組む必要があります。加えて、創造された地域価値を用いた体験型観光など、経済に波及する仕組づくりまで進めることが求められています。

・令和6(2024)年の多賀城創建1300年、多賀城南門の復元整備開始など、賑わい創出に向けた様々な機運が高まってきています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|--------------------------|--|---------------------------|----|---------------|--------|----|
| 05 03 01 | 観光受入体制の構築 観光のおもてなしに関わる人材育成と市民意識の醸成を支援することで、賑わいの創出を図ることができています。 | ① 観光客の満足度 | 成果 | — (R3取得予定) | ↗ | 独自 |
| 05 03 02 | 地域資源の付加価値創造 本市固有の資源の再発見とブラッシュアップを支援することで、付加価値が創造され、本市ならではの観光が創出されています。 | ① 新たな魅力が創出された地域資源等の個数（累計） | 成果 | — | 5年間で5個 | 業務 |

施策別計画

1
安全
安心

2
健康
福祉

3
教育
文化

4
生活
環境

5
産業
活気

6
地域
創生

7
行財政
経営

個別計画
・多賀城市歴史的風致維持向上計画
・名勝おくのほそ道の風景地「壺碑（つぼの石ぶみ）・興井・末の松山」保存活用計画

用語解説

・観光入込客統計に関する共通基準
事前に整理した観光地点（本市では多賀城跡、陸奥総社宮、加瀬沼公園など）及び行祭事・イベント（本市では、あやめまつりなど）への来訪者数を基に観光客入込客数を算定するための国土交通省観光庁が策定した基準をいいます。

・DMO (Destination Management Organization)
地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のことをいいます。

施策 06-01 地域経営の振興



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1
安全
安心

地域の自治活動などの公益的活動に多くの市民が参加し、自立的で継続的な地域経営が行われ、地域課題の解決やまちの良さの向上が図られることで、人とまちが共に輝く地域づくりを進めることができます。

2
健康
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3
教育
文化

| 指標名 | 区分 | 前期 基準値 | 前期 目標値 | 取得 | 説明 |
|---------------------|----|---------------|-----------|--------|---------------------------|
| ① 地域自治活動に参加している市民割合 | 成果 | 37.7% (R2) | ↗ | 市 ア | 市民の地域自治活動に対する参加状況を見る指標です。 |

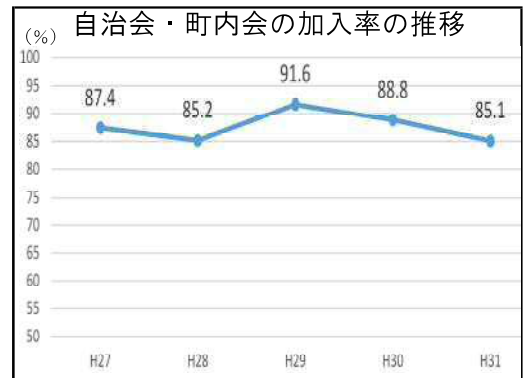
4
生活
環境

5
産業
活気

施策を取り巻く状況

6
地域
創生

・まちの主役である市民、地縁組織やNPOなどの団体、企業が、自ら関わることで、まちづくりは進みます。行政は、そうした様々な形での地域活動への支援を続けていく必要があります。



7
行財政
経営

・自治会・町内会は、親睦を第一の目的としつつも、地域自治において、大きな役割を担っています。一方、加入率は全国的に減少傾向にあります。

・旧来の集落を基にした明治合併前の旧13か村を原型に、47の行政区があり、行政区に沿うような形で自治会・町内会も形成されています。

・令和2年4月1日施行の地方公務員法の改正を契機として、市と地域との連絡調整役であった行政区長制度を廃止しています。今後も市と地域との滞りない連絡調整が求められています。

・東日本大震災により広い範囲で住宅被害があり、長年住み慣れた土地や慣れ親しんだコミュニティを離れた方も多数に及び、継続した支援が必要な状況となっています。

・人口減少と高齢化が進展する中、行政だけでは解決が困難な生活課題が山積しており、地域住民総参画による取組が不可欠となっています。国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも地域住民自治の重要性に着目し実効性のある住民組織として地域運営組織の形成を促進しています。本市においても実効性のある地域自治基盤の促進が求められています。

・高齢化の進展に伴い、自治会・町内会の担い手の確保として、若い年代の参加を促すよう、全国的に自治会・町内会の組織や活動のあり方に対して、ICTを活用するなどこれまでとは異なる新しい考え方が広がっています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|--------------------------|---|--------------------------------|----|----------------|----------|----|
| 06 01 01 | 地域経営の基盤構築 各種団体との連携などによる地域経営体制が構築されることで、自治会・町内会の担い手不足や多様化する地域課題に対応することができています。 | ① 地域経営の仕組みや体制の構築に向けた協議等の回数（累計） | 代替 | — | 5年間で30回 | 業務 |
| 06 01 02 | 自治会・町内会活動の促進 自治会・町内会が活動する機会と場が整うことで、多くの市民が参加し、活発に活動を行うことができます。 | ① 自治会・町内会活動の必要性を理解している市民割合 | 成果 | 37.9% (R2) | ↑ | 市ア |
| | | ② 自治会・町内会の加入率 | 代替 | 85.1% (H31) | 86.0% | 業務 |

施策別計画

1
安全
安心

2
健康
福祉

3
教育
文化

4
生活
環境

5
産業
活気

6
地域
創生

7
行財政
経営

施策 06-02 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

市民活動団体や企業など多様な主体との連携や協働により、活動の輪が広がることで、誰もが暮らしやすいまちを形成することができています。

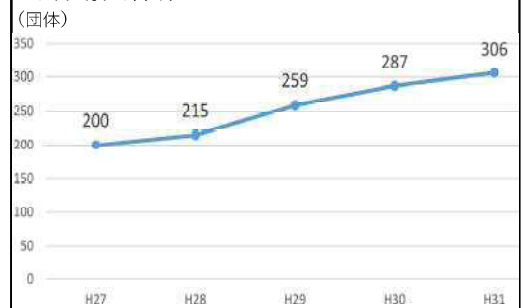
施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

| 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 | 説明 |
|-----------------------------|----|------------|-------|----|----------------------------------|
| ① 多様な主体がまちづくりに関わっていると思う市民割合 | 成果 | 42.5% (R2) | | 市ア | 市民のまちづくりへの多様な主体の参加に対する認識を見る指標です。 |

施策を取り巻く状況

・阪神・淡路大震災のボランティアの活躍などを受け、平成11年に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されて以来、多様な主体による協働が広がっています。

団体情報ファイルに登録されている市民活動団体数



・本市では、平成20年に市民活動サポートセンターを設置し、NPO*中間支援組織のノウハウを活用しながら市民の公益的活動を支援しています。

・住民自治活動は、公益的団体を中心に広がっていましたが、団体に属することなく個人で行う取組も見られ始めています。

・企業が社会に及ぼす影響に責任を持つ社会的責任(CSR)の考え方が定着し、SDGsの取組へと発展しています。こうした動きをまちづくり全体と連携していくことが求められています。

・男女共同参画、LGBT*、多文化共生(国際交流)の考え方が定着し、国境や性別を超えたボーダレス化が進展しており、個々の違いを受け入れるというダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)の考え方が世界的に浸透しつつあります。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

施策別計画

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|---|--|------------------------------------|----|-------------|-------|----|
| 06 02 01 市民活動・ボランティア活動の支援 | 市民活動やボランティア活動を行う環境が整うことで、活動が活発に行われ、活動の輪を広げることができています。 | ① 団体情報ファイルに登録されている市民活動団体数 | 成果 | 306団体 (H31) | 356団体 | 業務 |
| | | ② 市民活動等への参画意思のある市民割合 | 成果 | 45.9% (R2) | ↗ | 市ア |
| 06 02 02 共生社会の推進 | 性別や国籍等といった個性を理解する取組が推進されることで、誰もがお互いの個性を尊重し、暮らしやすいまちを形成することができます。 | ① 性別や国籍等で差別されず、人権が尊重されるまちだと思える市民割合 | 成果 | 52.4% (R2) | ↗ | 市ア |
| | | | | | | |
| 06 02 03 職員の協働実践意識の醸成 | 市民協働に関する職員研修などを実施することで、職員が市民や市民活動団体等とともに、地域課題の解決に取り組んでいます。 | ① 市民参画や協働を取り入れている事業数 | 成果 | 72事業 (R2) | 80事業 | 業務 |

1
安全
安心

2
健康
福祉

3
教育
文化

4
生活
環境

5
産業
活気

6
地域
創生

7
行財政
経営

| | | |
|------|-----------------|----------|
| 個別計画 | ・多賀城市男女共同参画推進計画 | ・国際化推進計画 |
|------|-----------------|----------|

用語解説

・ N P O
 特定非営利活動法人 (Nonprofit Organization) の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称をいいます。

・ L G B T
 レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者) バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (生まれたときの性別とは異なる性を自認している人) の各英単語の頭文字を組み合わせた表現で、これらの方々の総称をいいます。

施策 06-03 地域資源を活用した市民文化の創造



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1
安全
安心

本市ならではの地域資源がいかされることで、このまちへの愛着や誇りといったシビックプライド*が醸成され、市民が主体的に創造的な活動を行おうとする環境を育むことができます。

2
健康
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3
教育
文化

| 指標名 | 区分 | 前期 基準値 | 前期 目標値 | 取得 | 説明 |
|----------------------------|----|---------------|-----------|----|--------------------------------------|
| ① 暮らしの中に多賀城らしさを感じる市民割合 | 成果 | 22.8% (R2) | ↑ | 市ア | 市民の多賀城らしい魅力に対する認識を見る指標です。 |
| ② 多くのことにチャレンジできるまちだと思う市民割合 | 成果 | 18.6% (R2) | ↑ | 市ア | 市民の主体的に創造的な活動を行おうとする環境に対する認識を見る指標です。 |

4
生活
環境

5
産業
活気

施策を取り巻く状況

6
地域
創生

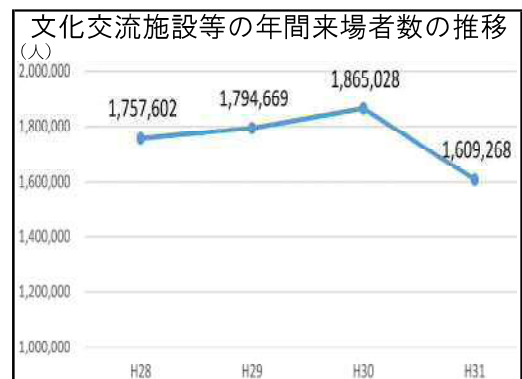
・持続可能な社会の実現のためには、住み続けたいと考える定住人口、まちと関わって活動してみたいと考える関係人口、そしてこのまちで主体的に創造的な活動を行おうとする自立した市民の存在が必要です。シビックプライドは、このような人々の行動の源の1つとなっています。

・シビックプライドやまちへの親しみは、大人になってからの経験からも増しますが、幼少期の経験が基になることが多い傾向にあります。そのため、次代を担う子どもたちへのアプローチが、重要となります。

・地縁を超えて、楽しさをキーとしたゆるやかな活動がまちの文化として根付き始め、多賀城ピアサミットなどのいくつかの市民発のイベントが生まれ始めています。

・令和3年度には市制施行50周年、令和6(2024)年には多賀城創建1300年という重要な節目の年を迎えます。まちへの愛着や誇りといったシビックプライドの醸成を効果的に実施していくため、このタイミングを捉えた取組を行うことが重要となっています。

・多賀城跡や数々の歌枕などの歴史文化資源と、多賀城駅前の市立図書館、文化センターなど新しい文化施設が、東北随一の文化交流拠点を構成しています。こうした文化施設を中心としながら、第一次多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略重点プロジェクト「TAGAYASUプロジェクト」として、本市固有の文化資源をいかした取組を行ってきました。これまでの取組で得た成果を基に、よりまちへの親しみを深めることが、今後より重要となります。



基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|--------------------------|--|---------------------------------|----|-------------------|-----------|----|
| 06 03 01 | まちの魅力発見の推進 本市ならではの歴史、文化芸術など、特色ある地域資源をいかし、人と人が交流することで、まちの魅力を発見し、その魅力を高める取組を促進することができます。 | ① 歴史文化資源活用事業*参加者数 | 代替 | 7,976人/年 (H31) | 12,000人/年 | 業務 |
| 06 03 02 | まちづくり情報の共有と発信 行政情報やまちの情報が市と市民の間で共有、活用、発信されることで、まちづくりに活用され、市民が主体的な活動を行うことができます。 | ① まちの情報を多様な媒体から得ている市民割合 | 成果 | 86.0% (R2) | ↗ | 市ア |
| | | ② まちづくりへの意見を伝える機会や手段に満足している市民割合 | 成果 | 73.9% (R2) | ↗ | 市ア |
| 06 03 03 | ふれあい交流の促進 各種イベントや気軽な交流の取組が市民主体により行われることで、市民や来訪者のふれあいが盛んになり、まちへの親しみを深めることができます。 | ① ふれあいの場・機会への参加者数 | 代替 | 821人/年 (H31) | 1,200人/年 | 業務 |

施策別計画

1
安全
安心

2
健康
福祉

3
教育
文化

4
生活
環境

5
産業
活気

6
地域
創生

7
行財政
経営

用語解説

・シビックプライド (Civic pride)
市民がまちに対する誇りや愛着を持ち、まちの一員としてまちの未来をともにつくろうとする想いのことをいいます。

・歴史文化資源活用事業
多賀城跡等の本市固有の歴史文化資源にアートを掛け合わせること等により、新たな価値を創出し活用を図る事業のことをいいます。

施策別計画

施策 07-01 適正な事務の執行と行政サービスの提供



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1
安全
安心

行政事務が適正に執行され、市民からの理解と信頼の得られるサービスを提供できています。

2
健康
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3
教育
文化

| 指標名 | 区分 | 前期 基準値 | 前期 目標値 | 取得 | 説明 |
|--|----|---------------|-----------|--------|------------------------------|
| ① 市民からの理解と信頼の得られる行政サービスが提供されていると思う市民割合 | 成果 | 70.9% (R2) | ↗ | 市 ア | 市民の行政運営への理解と信頼に対する認識を見る指標です。 |

4
生活
環境

5
産業
活気

施策を取り巻く状況

6
地域
創生

・職場内研修やOJTを継続的に取り組むことにより、適正な業務執行に努めています。

・政令指定都市など一部団体において内部統制制度の導入が義務化されるなど、法令遵守はもとより社会規範に則った自立的な公務員倫理への動きが全国的に広がっています。これを受けて、本市では、令和2年4月に、多賀城市コンプライアンス*推進指針を策定しています。

7
行財政
経営

・令和2年度には、多賀城市入札・契約のあり方等に関する実施計画の策定や入札契約監視委員会の設置などを行い、適正な入札・契約事務の執行に努めています。

・公文書等の管理に関する法律に基づき、公文書の適正な管理が求められています。行政手続のICT化等行政情報を取り巻く環境が変化する中、適正な情報管理に継続して取り組むことが必要です。

・平成28年度に選挙権年齢が20歳から18歳へと引き下げられました。選挙権年齢の引下げによって、ますます若い世代が政治に関心をもち、積極的に政治に参加することが期待されています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|--------------------------|---|--|--|--|------------------------------------|--|
| 07 01 01 | 適正な契約事務の執行 契約事務が適正に行われています。 | ① 入札契約監視委員会の改善事項数 | 成果 | — | 0件/年 | 業務 |
| 07 01 02 | 適正な会計事務の執行 会計事務が適正に行われています。 | ① 例月出納検査の指導件数割合 | 代替 | 0.03% (H31) | → | 業務 |
| 07 01 03 | 適正な選挙事務の執行 選挙事務が適正に執行されています。 選挙等に対する市民の意識が高まっています。 | ① 選挙に関する事務処理ミス・トラブル件数 ② 選挙の投票率（衆議院） ③ 選挙の投票率（参議院） ④ 選挙の投票率（県議会） ⑤ 選挙の投票率（市議会） ⑥ 選挙の投票率（県知事） ⑦ 選挙の投票率（市長） | 成果 社会 社会 社会 社会 社会 社会 | 0件/年 (H31) 53.80% (H29) 51.94% (H31) 35.97% (H31) 43.91% (H27) 54.50% (H29) 48.27% (R2) | 0件/年 — — — — — — | 業務 業務 業務 業務 業務 業務 業務 |
| 07 01 04 | 公正な監査事務の執行 公正な監査により、適法で効率的な行政運営を行うことができています。 | ① 定期監査指摘事項等の改善率 ② 例月出納検査指摘事項等の改善率 | 代替 代替 | 100% (H31) 100% (H31) | → → | 業務 業務 |
| 07 01 05 | 保有情報の適正な管理 保有する情報が適正に管理されています。 | ① 情報漏えい事件数 | 成果 | 1件/年 (H31) | 0件/年 | 業務 |

施策別計画

1
安全
安心

2
健康
福祉

3
教育
文化

4
生活
環境

5
産業
活気

6
地域
創生

7
行財政
経営

個別計画
・多賀城市コンプライアンス推進指針
・市役所経営プラン

用語解説

・コンプライアンス
一般的に法令順守と訳されますが、単に法令に違反しないというだけでなく、社会通念上の常識や倫理に照らして正しい行動をとること、また組織の各種ルールを遵守することをいいます。

施策 07-02 組織・人事マネジメントの推進



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1
安全
安心

組織力と職員力が向上し、発揮されることで、めまぐるしく変化する社会環境と、多様化する行政課題に対応することができています。

2
健康
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3
教育
文化

| 指標名 | 区分 | 前期 基準値 | 前期 目標値 | 取得 | 説明 |
|---|----|---------------|-----------|----|-------------------------------|
| ① 職場にチームワークがあり、活気に満ちていると思う職員割合 | 成果 | 70.1% (R2) | ↗ | 職ア | 職員の職場のチームワーク、活気に対する認識を見る指標です。 |
| ② 組織・職員が、市民・地域の問題や行政課題に関し、迅速かつ適切に対応できていると思う職員割合 | 成果 | 73.1% (R2) | ↗ | 職ア | 職員の地域課題への対応能力に対する認識を見る指標です。 |

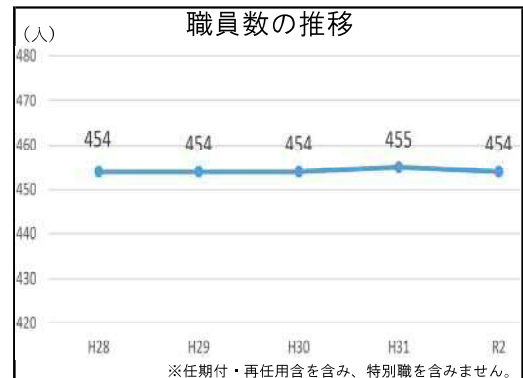
4
生活
環境

5
産業
活気

施策を取り巻く状況

6
地域
創生

・全国の地方公務員数は、平成6年の328.2万人をピークに減少傾向にあり、平成31年には274万人と、約54万人の減少となっています。本市においても、昭和60年以降、定員適正化計画を継続的に策定し、職員数の適正化に努めています。



7
行財政
経営

・国の年金制度改革に伴い、定年退職後の再任用制度を運用しており、定年延長も議論されています。本市においても、国の動きに合わせた対応が必要となっています。

・多くの職員が定年を迎える時期が続き、新たに採用する職員が急増したことから、経験10年未満の職員が全体の30%を超える状況にあり、職員の入替に伴う技術継承が必要となっています。

・次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、多賀城市特定事業主行動計画を策定しており、年休取得率の向上、時間外勤務の抑制、管理監督職における女性職員の割合などを目標として掲げています。

・職位に応じた研修(階層別研修)や専門的な知識を習得するための研修などについては、県内市町村等の戦略的な行政展開のため、宮城県市町村自治振興センターが広域的な役割を担い、実施しています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|--------------------------|---|----------------------------------|----|---------------|-------|----|
| 07 02 01 | 人材の育成 職場内における職員の育成環境を整えることで、時代により変化する行政課題の解決に必要な能力や知識を習得し、職務にいかすことができます。 | ① 研修受講等によって、能力等の向上が図られたと思う職員割合 | 成果 | 69.6% (R2) | ↗ | 職ア |
| 07 02 02 | 組織力の向上と適正な人事管理 効率的な組織が編成され、職員を適正に配置することで、効果的・効率的に組織を運営し、職員が能力を十分に発揮することができます。 | ① 能力等を発揮し、意欲的に業務に取り組める職場だと思う職員割合 | 成果 | 73.1% (R2) | ↗ | 職ア |
| 07 02 03 | 安全・安心に働ける環境の確保 安全衛生への対応を適切に行うことで、職員が健康で安心して働くことができ、能力を十分に発揮することができます。 | ① 健康で安心して働くことができると思う職員割合 | 成果 | 72.8% (R2) | ↗ | 職ア |
| | | ② 公務中に発生した労働災害件数 | 成果 | 5件/年 (H31) | 0件/年 | 業務 |

施策別計画

| | |
|---|-------|
| 1 | 安全安心 |
| 2 | 健康福祉 |
| 3 | 教育文化 |
| 4 | 生活環境 |
| 5 | 産業活気 |
| 6 | 地域創生 |
| 7 | 行財政経営 |

| | |
|------|---|
| 個別計画 | <ul style="list-style-type: none"> 多賀城市人材育成基本方針 多賀城市特定事業主行動計画 市役所経営プラン 多賀城市ハラスメント防止指針 |
|------|---|

施策 07-03 健全な企業経営の推進



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1
安全
安心

能率的な企業経営が発揮されることで、将来にわたり持続可能な事業運営を行うことができます。

2
健康
福祉

施策の指標（施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標）

3
教育
文化

| 指標名 | 区分 | 前期 基準値 | 前期 目標値 | 取得 | 説明 |
|-----------------|----|-----------------|-----------|----|-------------------------------------|
| ① 経常収支比率*（水道事業） | 成果 | 107.3% (H31) | 109.1% | 業務 | 水道事業の経常収支比率の数値で、水道事業の経営状態を見る指標です。 |
| ② 経常収支比率（下水道事業） | 成果 | — | 105.7% | 業務 | 下水道事業の経常収支比率の数値で、下水道事業の経営状態を見る指標です。 |

4
生活
環境

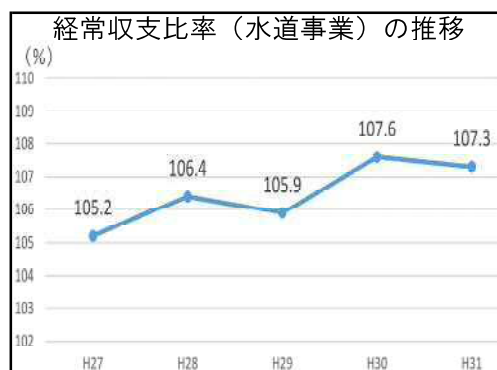
5
産業
活気

施策を取り巻く状況

6
地域
創生

7
行財政
経営

・ 夕張市の第三セクターにおける巨額の負債を原因とする財政破綻を受けて、それまでの「地方財政再建促進特別措置法」が、平成21年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）」に改正されました。この法律の施行に伴い、それまで一般会計の単年度収支のみが財政状況の判断材料だったものが、公営企業や第三セクターも含めた市の総体力を対象とするものに変更され、公営企業の健全経営の指標も設けられました。



・ 国による経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）では、経済・財政一体改革の推進として、公営企業会計の全面的な「見える化」、公営企業の抜本的な改革（事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用）及び経営戦略の策定を推進し、公営企業の経営基盤強化の取組を求めています。

・ 水需要の減少に起因する給水収益の減収や、過渡期を迎える施設の大規模更新に備えた計画的な事業運営の必要性があることから、「選択と集中」、「長寿命化」、「平準化」の3つの観点に立脚し、将来の更新需要を見据えた「多賀城市水道施設整備計画」を定めるとともに、将来にわたって安定的に事業を継続し、経営基盤の強化と経営マネジメントの向上を図るため、「多賀城市水道事業経営戦略」を平成29年度に策定しました。

・ 国が平成26年8月に提示した「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」では、重点事業である下水道事業に対し、人口3万人以上の団体は平成27年度から平成31年度までを集中取組期間として期間内（令和2年4月1日まで）に公営企業に移行することが要請され、本市でも令和2年度から下水道事業を地方公営企業法の全部適用としています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|--|---|----------------|----|-----------------|--------|----|
| 07 03 01 健全な水道事業経営の維持 | 適正な料金水準の確保と効率的な経営を維持することで、財政基盤の強化と企業債の世代間負担の公平を保ち、安定したサービスの提供を行うとともに、持続可能な財政経営を行うことができます。 | ① 料金回収率* | 成果 | 101.8% (H31) | 103.7% | 業務 |
| | | ② 企業債残高対給水収益比率 | 成果 | 183.0% (H31) | 188.4% | 業務 |
| 07 03 02 健全な下水道事業経営の維持 | 適正な受益者負担の確保と地方公営企業の独立採算を遵守することで、安定したサービスの提供を行うとともに、将来に過度な企業債を残さず、持続可能な財政経営を行うことができます。 | ① 経費回収率* | 成果 | 85.2% (H31) | 100% | 業務 |
| | | ② 企業債残高対事業規模比率 | 成果 | 719.0% (H31) | 640.2% | 業務 |

- 施策別計画
- 1 安全安心
 - 2 健康福祉
 - 3 教育文化
 - 4 生活環境
 - 5 産業活気
 - 6 地域創生
 - 7 行財政経営

| | | |
|------|---|---|
| 個別計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・多賀城市新水道ビジョン ・多賀城市水道事業経営戦略 | <ul style="list-style-type: none"> ・多賀城市水道施設整備計画 ・多賀城市下水道事業経営戦略 |
|------|---|---|

用語解説

・経常収支比率

給水収益や下水道使用料、一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示しています。（（営業収益+営業外収益）/（営業費用+営業外費用））×100

・料金回収率

供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを意味します。（供給単価/給水原価）×100

・経費回収率

汚水処理費をどの程度の下水道使用料で賄っているかを表す指標で、下水道使用料を汚水処理費（公費負担部分である分流式下水道等に要する経費控除後の数値）で除して求められます。基本的に汚水処理費のうち私費負担部分は下水道使用料で賄われるため、経費回収率は100%になるのが望ましいとされます。（使用料単価/汚水処理原価）×100

施策 07-04 環境変化に対応した行財政経営の推進



施策の目指す姿(政策を実現するために、この施策が目指す多賀城市の将来の姿)

1
安全
安心

行財政経営資源が適切に把握、投資されることで、時勢の変化に対応した効果的・効率的な行財政経営を行うことができます。

2
健康
福祉

施策の指標(施策の目指す姿にどの程度近づいているかを測る指標)

3
教育
文化

| 指標名 | 区分 | 前期 基準値 | 前期 目標値 | 取得 | 説明 |
|--------------------------------|----|---------------|-----------|----|--------------------------------|
| ① 効果的・効率的なまちづくりが進められていると思う職員割合 | 成果 | 67.2% (R2) | ↗ | 職ア | 職員の効果的・効率的なまちづくりに対する認識を見る指標です。 |

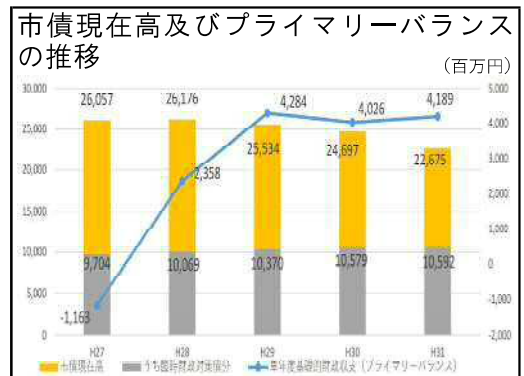
4
生活
環境

5
産業
活気

施策を取り巻く状況

6
地域
創生

・長年課題となっている雨水対策や東日本大震災からの復興の象徴としての多賀城駅周辺再開発に伴い、財源確保策として多くの市債を発行したことで、本市の標準財政規模に占める市債残高や市債償還額の割合は、非常に高い水準にあります。



7
行財政
経営

・人口減少社会到来や高齢化の進展によって、社会全体が縮減に向かおうとする中でも、市民が必要とする価値を充実させる「縮充」という考え方への移行が、持続可能な行財政経営において、今後重要となります。

・平成20年度から始まったふるさと納税制度は、平成28年度から地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)、令和2年度から人材派遣型企業版ふるさと納税という新しい動きもあり、改めて着目されています。

・本市は、平成18年からファシリティマネジメント*に取り組み、資産管理の一元化を行っています。また、国の要請を受け、公共施設等総合管理計画の策定し、計画的な維持修繕を掲げており、第六次多賀城市総合計画基本構想では公共施設等のあり方を決めました。

・国は、デジタル・ガバメント推進指針を策定し、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップというデジタル化3原則*を掲げ、行政情報化を進めています。本市においても、スマート自治体の実現に向け、令和2年度にICT利活用方針を策定しています。

・情報や交通などの環境が高度化し、市町村単独では対応が難しい行政分野が増えており、効果的・効率的な行財政経営を進める上で、広域的に対応することの重要性が高まっています。

基本事業（施策を実現するための手段）の構成

| 基本事業名 | 目指す姿 | 指標名 | 区分 | 前期基準値 | 前期目標値 | 取得 |
|--------------------------|---|---|----------|-------------------------------------|--------------|----------|
| 07 04 01 | 行政評価による事業のマネジメント 行政評価を運用することで、効果的・効率的な事業のマネジメントが実施され、成果志向の行財政経営を行うことができています。 | ① 行政評価の考え方を意識して事業を推進している職員割合 | 成果 | 94.1% (R2) | → | 職ア |
| 07 04 02 | 健全な財政の維持 財政への市民理解に基づき市税等の自主財源が確保され、財政規律の確保により基金と市債とのバランスを図ることで、必要なサービスの提供を行いつつ、将来に過度な負担を残さず、持続可能な財政経営を行うことができています。 | ① 単年度基礎的財政収支（プライマリーバランス） ② 市税の収納率 | 成果 成果 | 4,189百万円 (H31) 97.9% (H31) | 0百万円以上 → | 業務 業務 |
| 07 04 03 | 市有財産の保全と積極活用 市有財産を適切に維持管理することで、積極的に活用することができています。 | ① 計画的な改修達成率 ② 事故発生による保険金支払い件数 | 成果 成果 | 90.0% (H31) 0件/年 (H31) | 100% 0件/年 | 業務 業務 |
| 07 04 04 | ICT等の積極活用による効率化の推進 ICT等の積極活用によるスマートな行政サービスの提供を行うことで、行政事務の効率化と市民サービスの向上を推進することができています。 | ① Web上で手続きが可能な業務数 ② ICTの活用により効率化が図られた業務数 | 成果 代替 | 12件 (H31) — (R3取得予定) | ↗ ↗ | 業務 業務 |

施策別計画

| | |
|---|-------|
| 1 | 安全安心 |
| 2 | 健康福祉 |
| 3 | 教育文化 |
| 4 | 生活環境 |
| 5 | 産業活気 |
| 6 | 地域創生 |
| 7 | 行財政経営 |

| | | |
|------|-------------------------------|-----------|
| 個別計画 | ・多賀城市公共施設等総合管理計画 ・ICT利活用方針 | ・市役所経営プラン |
|------|-------------------------------|-----------|

用語解説

・ファシリティマネジメント
一般的には、企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動をいいます。本市においては、保有する全ての施設設備とその環境を最適に保ちながら、長期的視野のもとで総合的に企画・管理・活用する経営の視点を持った計画的な管理のことをいいます。

・デジタル化3原則
ICTを活用した行政手続のデジタル化に当たっての3原則をいいます。個々の手続・サービスが最初から最後まで一貫してデジタルで完結できる社会の構築をいうデジタルファースト、一度提出した情報は再提出を不要とするというワンスオンリー、民間サービスを含め、どこでも一か所ですべてを完結するというコネクテッドワンストップの3つをいいます。

<参考・資料編>

1 SDGs (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)

平成27年度に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダで示された令和12(2030)年に向けての具体的な行動指針となります。地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、全ての国の人々が取り組む事項として設定されています。

①持続的な経済成長
 ②誰一人取り残さない世界の実現
 ③気候変動対策を中心とする環境保全
 以上の3つの側面をバランスよく達成することを目指しており、「社会価値」と「経済価値」と双方の拡大を目指すという特徴があります。



国においては、上記アジェンダを受けて、平成28年12月に持続可能な開発目標(SDGs)実施指針を策定しており、地方自治体に対しては、特に地方創生の文脈の中で、同様の取組を求めています。

持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の概要

- ビジョン:「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」
- 実施原則:①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任
- フォローアップ:2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。

【8つの優先課題と具体的施策】

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">①あらゆる人々の活躍の推進</p> <p>■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実</p> | <p style="text-align: center;">②健康・長寿の達成</p> <p>■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応</p> |
| <p style="text-align: center;">③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション</p> <p>■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市</p> | <p style="text-align: center;">④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備</p> <p>■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進</p> |
| <p style="text-align: center;">⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会</p> <p>■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築</p> | <p style="text-align: center;">⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全</p> <p>■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源</p> |
| <p style="text-align: center;">⑦平和と安全・安心社会の実現</p> <p>■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進</p> | <p style="text-align: center;">⑧SDGs実施推進の体制と手段</p> <p>■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援</p> |

(首相官邸公表資料から)

この実施指針を受け、第六次多賀城市総合計画前期基本計画の施策とSDGs 17のゴールとの関係性を、次のとおり整理します。施策別計画においても、施策ごとに関連性をマークにより示しています。

○施策とSDGs 17のゴールとの関係性一覧

| 施策 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
|------|----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 安全安心 | 1-1 防災・防災対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 1-2 高齢対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 1-3 安全な消費生活の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 1-4 交通安全対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 健康福祉 | 2-1 健康福祉の推進 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ |
| | 2-2 健康づくりの推進 | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 2-3 子育て支援の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 2-4 高齢者福祉の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 2-5 障害者いかり福祉の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 2-6 社会福祉等の充実 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 教育文化 | 3-1 学校・施設・地域の連携による教育の向上 | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ |
| | 3-2 学校教育の充実 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 3-3 生涯学習の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 3-4 市民スポーツ社会の促進 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 3-5 文化財の保護と活用 | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ |
| 国土環境 | 4-1 自然と生活環境の調和 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| | 4-2 循環型社会の推進 | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | ○ |
| | 4-3 良好なまちづくりの保全 | | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | | | ○ |
| | 4-4 都市インフラの保全 | | | ○ | | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 産業振興 | 5-1 農業の振興 | | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | 5-2 商工業の振興 | | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | ○ |
| | 5-3 施設整備と活用した観光の創出 | | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | ○ |
| 地域創生 | 6-1 地域産業の振興 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | 6-2 多様な主体の連携・協働によるまちづくりの推進 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | 6-3 地域資源を活用した自治体間の協働 | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| 行政改革 | 7-1 電子化業務の推進と行政サービスの向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 7-2 組織・人事マネジメントの推進 | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ |
| | 7-3 働き方改革の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 7-4 環境変化に対応した行政経営の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |

2 施策と第二次多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性

第六次多賀城市総合計画前期基本計画の施策と第二次多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標との関係性は、次のとおりです。施策別計画においても、施策ごとに関連性をマークにより示しています。

○施策と第二次多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性一覧

| 政策 | 施策 | | 基本目標1 | 基本目標2 | 基本目標3 | 基本目標4 |
|-------|-----------------------------|---|---------------------------------------|------------------|-------------------|-------------------------------|
| | | | 地域の特性に応じた生産性の高い地域をつくとともに、安心して働けるようにする | 本市への新しいひとの流れをつくる | 結婚・出産・子育ての希望をかなえる | ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる |
| 安全安心 | 1-1 防災・減災対策の推進 | 1 | | | | ○ |
| | 1-2 防犯対策の推進 | 1 | | | | ○ |
| | 1-3 安全な消費生活の確保 | 1 | | | | ○ |
| | 1-4 交通安全対策の推進 | 1 | | | | ○ |
| 健康福祉 | 2-1 地域福祉の推進 | 4 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 2-2 健康づくりの促進 | 2 | | | ○ | ○ |
| | 2-3 子育て支援の充実 | 2 | | | ○ | ○ |
| | 2-4 高齢者福祉の推進 | 3 | ○ | | ○ | ○ |
| | 2-5 障害者(児)福祉の推進 | 3 | ○ | | ○ | ○ |
| | 2-6 社会保障等の充実 | 2 | | | ○ | ○ |
| 教育文化 | 3-1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上 | 2 | | | ○ | ○ |
| | 3-2 学校教育の充実 | 2 | | | ○ | ○ |
| | 3-3 生涯学習の促進 | 1 | | | | ○ |
| | 3-4 市民スポーツ社会の促進 | 1 | | | | ○ |
| | 3-5 文化財の保護と活用 | 2 | | ○ | | ○ |
| 生活環境 | 4-1 自然と生活環境の調和 | 1 | | | | ○ |
| | 4-2 循環型社会の促進 | 1 | | | | ○ |
| | 4-3 良好なまちなみの保全 | 2 | | ○ | | ○ |
| | 4-4 都市インフラの保全 | 3 | ○ | ○ | | ○ |
| 産業活気 | 5-1 農業の振興 | 3 | ○ | ○ | | ○ |
| | 5-2 商工業の振興 | 3 | ○ | ○ | | ○ |
| | 5-3 地域資源を活用した賑わいの創出 | 3 | ○ | ○ | | ○ |
| 地域創生 | 6-1 地域経営の振興 | 4 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 6-2 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進 | 4 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 6-3 地域資源を活用した市民文化の創造 | 4 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 行財政経営 | 7-1 適正な事務の執行と行政サービスの提供 | 1 | | | | ○ |
| | 7-2 組織・人事マネジメントの推進 | 2 | | | ○ | ○ |
| | 7-3 健全な企業経営の推進 | 1 | | | | ○ |
| | 7-4 環境変化に対応した行財政経営の推進 | 3 | ○ | ○ | | ○ |

11

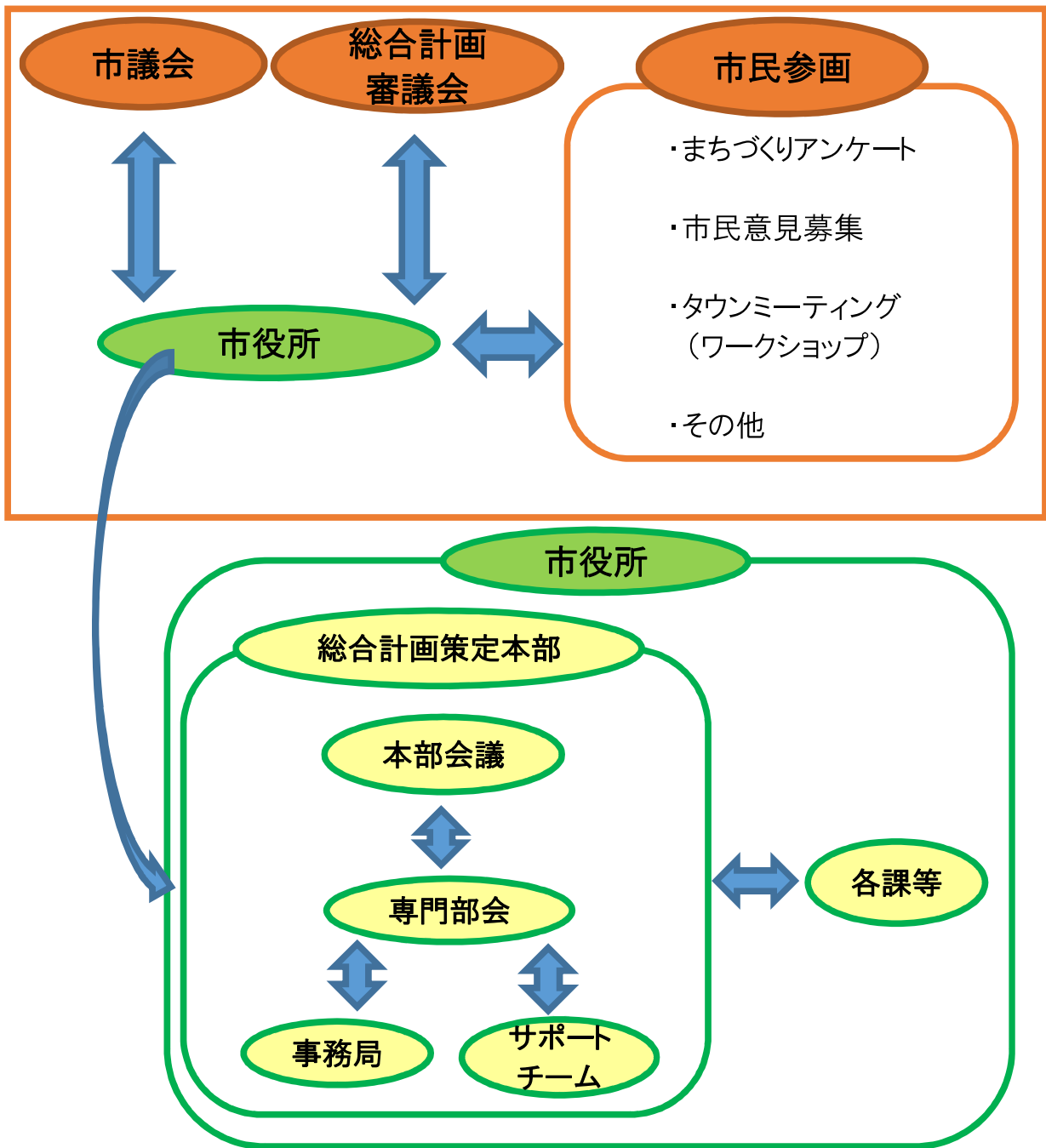
11

12

29

3 策定体制・策定経過

(1) 策定体制



※各会議等の構成員

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 総合計画審議会（外部） | 学識経験者、市民委員、公共的団体の職員 |
| 行政経営会議 | 市長、副市長、教育長、部長等 |
| 行政経営会議調整会議 | 市長公室長、市長公室長補佐（行政経営担当及び財政経営担当）、次長等 |
| 総合計画策定本部本部会議 | 市長、副市長、教育長、部長等 |
| 総合計画策定本部本部専門部会 | 市長公室長、市長公室長補佐（行政経営担当及び財政経営担当）次長等 |
| 総合計画策定本部サポートチーム | 中堅・若手職員 |

(2) 策定経過一覧

| 年 | 日程 | 実施事項・会議名等 | 内容 |
|-----------------|---------|-------------------------------|--|
| 平成30年 | 11月5日 | 行政経営会議 (平成30年度第9回) | <ul style="list-style-type: none"> 第六次多賀城市総合計画策定決定 多賀城市総合計画策定条例策定決定 第六次多賀城市総合計画の策定方針決定 総合計画策定本部の設置 |
| | 11月27日 | 市議会全員協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 策定条例の内容や総合計画の策定方針を説明 |
| | 12月11日 | 市議会定例会 | <ul style="list-style-type: none"> 多賀城市総合計画策定条例の議案提案、議決⇒同日付条例公布 |
| 平成31年 (令和元年) | 5月13日 | 行政経営会議 (平成31年度第2回) | <ul style="list-style-type: none"> 計画策定に係る具体的な進め方 基本構想に盛り込む内容の決定 公共施設等のあり方等を行政経営会議調整会議での調整決定 |
| | 5月～10月 | タウンミーティング(市民ワークショップ6回、広聴活動4回) | <ul style="list-style-type: none"> 総合計画策定本部サポートチームを中心に、市民等から「私らしく暮らせるまち多賀城」「みらいに残したい多賀城の良いところ」を伺い、まちのあるべき姿と進むべき方向性を検討 |
| | 5月28日 | 市議会全員協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 策定スケジュール等を説明 |
| | 7月～12月 | 行政経営会議調整会議(4回) | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想素案(公共施設等のあり方)の掲載内容調整 |
| | 8月28日 | 総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第1回) | <ul style="list-style-type: none"> タウンミーティングを含む策定経過の報告 |
| | 9月17日 | 総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第1回) | <ul style="list-style-type: none"> タウンミーティングを含む策定経過の報告 |
| | 10月～12月 | 土地利用のあり方関係各課意見交換会(3回) | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想素案(土地利用のあり方)の掲載内容調整 |
| | 10月16日 | 総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第2回) | <ul style="list-style-type: none"> タウンミーティングを含む策定経過の報告 |
| | 10月21日 | 総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第2回) | <ul style="list-style-type: none"> タウンミーティングを含む策定経過の報告 |
| | 10月28日 | 総合計画審議会 (平成31年度第1回) | <ul style="list-style-type: none"> 策定方針、タウンミーティングを含む策定経過、第五次多賀城市総合計画後期基本計画の成果達成状況の報告 |
| | 11月18日 | 総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第3回) | <ul style="list-style-type: none"> タウンミーティングを含む策定経過報告 将来都市像及び重点テーマの方向性確認 |
| | 11月25日 | 市議会全員協議会 | <ul style="list-style-type: none"> タウンミーティングを含む策定経過報告 基本構想中間案(将来都市像、重点テーマ)の提示 |
| | 12月20日 | 総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第3回) | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想素案(将来都市像、重点テーマ)の調査審議 |
| | 12月23日 | 総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第4回) | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想素案(将来都市像メインフレーズ、重点テーマ)の決定 |

| 年 | 日程 | 実施事項・会議名等 | 内容 |
|-------|-----------------|-----------------------------|---|
| 令和2年 | 1月15日 | 総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第4回) | ▪ 基本構想素案(将来都市像vision、重点テーマ、土地利用のあり方)及び基本構想骨子案(政策体系)調査審議 |
| | 1月20日 | 行政経営会議 (平成31年度第19回) | ▪ 基本構想素案(公共施設等のあり方)の決定 |
| | 1月20日 | 総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第5回) | ▪ 基本構想素案(将来都市像vision、重点テーマ)決定 ▪ 基本構想素案(土地利用のあり方)方向性決定 ▪ 基本構想骨子案(政策体系)中間報告 |
| | 1月22日 | 総合計画審議会 (平成31年度第2回) | ▪ 基本構想素案中間案の提示 |
| | 1月23日 | 市議会全員協議会 | ▪ 基本構想素案中間案の提示 |
| | 1月28日 | 総合教育会議 (平成31年度第2回) | ▪ 基本構想素案中間案の提示 ▪ 第五次多賀城市総合計画後期基本計画の成果達成状況の報告 |
| | 2月6日 | 総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第5回) | ▪ 基本構想素案(将来都市像キャッチコピー、土地利用のあり方、政策体系)、基本構想序論素案調査審議 |
| | 3月13日 | 総合計画策定本部専門部会 (平成31年度第6回) | ▪ 基本構想素案(全体)、基本構想序論素案、施策・基本事業体系骨子案調査審議 |
| | 3月16日 | 総合計画策定本部本部会議 (平成31年度第6回) | ▪ 基本構想素案(全体)決定 ▪ 施策・基本事業体系骨子案中間報告 |
| | 3月19日 | 総合計画審議会 (平成31年度第3回) | ▪ 基本構想の諮問 |
| | 3月24日 | 市議会全員協議会 | ▪ 基本構想諮問案(全体)の提示 |
| | 3月23日～ 4月10日 | 市民意見募集 (基本構想) | ▪ 基本構想案への意見募集 ▪ 提出意見0件 |
| | 4月22日 | 総合計画審議会 (令和2年度第1回) | ▪ 基本構想の答申 |
| | 5月8日 | 総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第1回) | ▪ 基本構想案内容確認 ▪ 施策・基本事業体系骨子案調査審議 |
| | 5月11日 | 総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第1回) | ▪ 答申内容確認、基本構想内容確認 |
| | 5月20日 | 市議会全員協議会 | ▪ 基本構想素案提示 |
| | 5月25日 | 総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第2回) | ▪ 基本構想議案内容確認 |
| | 5月25日 | 総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第2回) | ▪ 基本構想案決定 |
| 6月23日 | 基本構想議決 | ▪ 令和2年第2回市議会定例会に提案し、賛成多数で議決 | |

| 日程 | 実施事項・会議名等 | 内容 | |
|------|-----------------|----------------------------|---|
| 令和2年 | 7月7日 | 総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第3回) | ・施策・基本事業の体系、指標に関する現状及び調整事項の確認 |
| | 8月5日 | 総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第4回) | ・施策・基本事業の体系と指標確認 |
| | 8月17日 | 総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第3回) | ・施策・基本事業の体系と指標確認 |
| | 9月2日 | 総合計画審議会 (令和2年度第2回) | ・基本構想決定内容提示 ・前期基本計画策定に係る意見交換 |
| | 10月13日 | 総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第5回) | ・施策・基本事業体系と指標確認 ・市民アンケート、職員アンケート内容確認 |
| | 10月19日 | 総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第4回) | ・施策・基本事業体系と指標確認 ・市民アンケート、職員アンケート内容確認 |
| | 10月30日 | 総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第6回) | ・施策・基本事業体系と指標確認 ・行政評価システム改修内容確認 |
| | 11月9日 | 総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第5回) | ・施策・基本事業体系と指標確認 ・行政評価システム改修内容確認 |
| | 11月17日 | 市議会全員協議会 | ・前期基本計画中間案提示 ・第五次総合計画検証結果提示 |
| | 11月25日 | 総合計画審議会 (令和2年度第3回) | ・前期基本計画中間案提示 ・第五次総合計画検証結果提示 |
| | 11月30日 | 総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第7回) | ・指標確認 ・諮問案確認 |
| | 12月10日 | 総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第6回) | ・指標確認 ・諮問案確認 |
| | 12月21日～ 1月4日 | 市民意見募集 (前期基本計画) | ・前期基本計画案への意見募集 ・提出意見9件(3人の方から) |
| | 12月22日 | 総合計画審議会 (令和2年度第4回) | ・前期基本計画諮問 |
| 令和3年 | 1月6日 | 総合計画審議会 (令和2年度第5回) | ・前期基本計画答申 |
| | 1月8日 | 総合計画策定本部専門部会 (令和2年度第8回) | ・前期基本計画最終案内容確認 |
| | 1月12日 | 総合計画策定本部本部会議 (令和2年度第7回) | ・前期基本計画最終案決定 |
| | 1月20日 | 市議会全員協議会 | ・前期基本計画最終案提示 |
| | 2月4日 | シンポジウム公開収録 | ・パネルディスカッション ・第六次多賀城市総合計画将来都市像ロゴマーク公開 (多賀城駅北ビルA棟1階) |
| | 3月上旬 | 総合計画広報周知 | ・概要版配布 ・シンポジウム動画公開 ・第六次多賀城市総合計画将来都市像ロゴマーク公表 |

令和3年1月6日

多賀城市長 深谷 晃祐 様

多賀城市総合計画審議会
会長 柳井 雅 也

第六次多賀城市総合計画前期基本計画（案）について（答申）

多賀城市長から令和2年12月22日付け市公第1411号で諮問を受けた第六次多賀城市総合計画前期基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 成果と課題の反映

当該計画（案）は、第五次総合計画の成果と課題を反映し、市街地再開発、大区画ほ場整備、多賀城跡整備などを含めたこれまでに整備されたインフラのストック効果（整備された社会資本が機能することで得られる効果）や復興完遂後の創造的復興を見据えている点を評価します。

なお、インフラのストック効果を最大化するに当たっては、観光、地域産業、地域自治といった様々な分野との掛け合わせによって、付加価値を創出し、相乗効果をうまく引き出せるような今後の具体的な取組を期待します。

2 新たな社会情勢、地域課題への対応

当該計画（案）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や教育、産業、地方行政分野でのデジタル化の進展、地域共生社会の浸透などの新しい時代の流れと市民の挑戦やニーズの変化を的確に捉えている点を評価します。

また、昨今の社会情勢の急激な変化に対応するため、基本事業の計画途中での追加などの確かつ柔軟な対応に着目している点を評価します。

なお、東日本大震災のような非常時の際には、現在の体系を堅持しようとするばかりではなく、非常時に即した対応を望みます。

3 重点テーマの積極的活用

当該計画（案）は、基本構想において次代を担う子どもたちの育成、地域のつながり、市民の誇りと多賀城らしい魅力といった視点に基づき設定した重点テーマを横ぐしとして、連携を意識した施策体系が構築されている点を評価します。

なお、市役所における組織間のより一層の連携はもちろんのこと、広域連携や官民学連携、SDGsなど、より大きな視点での連携を意識した取組が進むことを期待します。

4 共創に向けた取組の推進

当該計画（案）は、市民と共に歩むという共創を目指し、指標設定によって「目的と成果、進行状況の見える化」を行い、市民と行政とが共有できる計画である点を評価します。

なお、魅力あるまちづくりには自立した市民一人ひとりの行動が必要であることから、地域課題の解決に向けて夢や希望をもって市民一人ひとりが行動できるように、より一層働きかけることを期待します。

また、転出入の多さ、比較的若い世代が多い人口構成などの本市の特性を鑑み、策定当初だけではなく、あらゆる世代に対する計画周知や市民からの意見を聞く機会の創出など、市民みんなの計画として多様な主体がまちづくりに参画するために必要な取組の継続的な実施を望みます。

5 持続可能なまちづくり

当該計画（案）は、行財政経営を健全に保ちながら持続可能なまちづくりを目指す「縮充」という考え方に立っています。「縮充」とは、人口や税収が縮小するなかでも地域での営みや市民生活を充実させていく考え方です。これによって次代に夢や希望がつながる計画になっていることを評価します。

なお、前例など既存の枠組みにとらわれることなく、将来を見据えた臨機応変な手法を積極的に取り入れ、計画遂行の実効性を確保することを望みます。

6 機会を捉えた地域価値の創出

当該計画（案）の期間中においては、令和3（2021）年に市制施行50周年を、令和6（2024）年に多賀城創建1300年を迎えます。そうした重要な節目を契機に、地域固有の価値を最大限に生かしながら、多賀城らしい魅力を育み、文化芸術などのチカラによって付加価値を創出する方向性が盛り込まれている点を評価します。

こうして創出された価値を、一過性のものとせず、永続的なものとなるよう計画的かつ戦略的に展開することを期待します。

○総合計画審議会委員

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 柳井 雅也 | 小野 安雄 | 安住 政之 | 鈴木 四郎 |
| 志賀野 桂一 | 加藤 真崇 | 伊藤 政幸 | 鈴木 登之和 |
| 菅野 修 | 谷口 秀樹 | 菊池 すみ子 | 松田 孝昭 |
| 相澤 藤雄 | 津川 登昭 | 櫻井 やえ子 | 宮城 順 |
| 岡部 竹男 | 西成 直子 | 柴田 十一夫 | |